

別紙 B: エンドユーザーライセンス条項 ADDENDUM B: CUSTOMER LICENSE TERMS

マイクロソフト ソフトウェア製品の使用に関する注意事項

本書（以下「本契約書」といいます）は、本会社によるサービスとしてお客様に提供される、特定のマイクロソフト ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）の使用に関するものです。本ソフトウェア製品はコンピュータ ソフトウェアを含み、それに関連した媒体および「オンライン」または電子文書を含むこともあります。

本会社は本ソフトウェア製品を所有せず、本ソフトウェア製品の使用は、お客様に通知される特定の権利および制限に従うものとします。お客様がサービスとして本ソフトウェア製品を使用する権利は、お客様の本会社との契約書および以下の条項に従うものとします。

1. 定義

「**関連会社**」とは、Microsoft Regional Sales Corporation（以下「MRS」といいます）に関して、以下の条件を満たす法人のことを指します。(i) MRS を直接または間接的に所有あるいは支配する法人、(ii) MRS によって直接または間接的に所有あるいは支配される法人、(iii) 直接または間接的に MRS と共同支配をされている法人。

「**クライアント ソフトウェア**」とは、サーバーソフトウェアのサービスまたは機能を呼び出したりそれらを利用することのできるデバイス用のソフトウェアのことです。

「**デバイス**」とは、コンピュータ、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド パーソナルコンピュータ、ページャー（無線呼び出し）、電話、「スマートフォン」、またはその他の電子デバイスのことです。

「**関連する印刷物**」とは、著作権の発生するマイクロソフトのガイド、マニュアルその他の印刷物で、マニュアル オーダー センターから購入した本ソフトウェア製品について記載したもの、あるいはそれについて説明したもののことです。

「**サーバー ソフトウェア**」とは、サーバーとして機能しているコンピュータ上でサービスまたは機能を提供するソフトウェアのことです。

「**その他のソフトウェア**」とは、下記の第 14 条（「その他の権利および制限」）に明記されているソフトウェアのことです。

2. **本ソフトウェア製品の所有権** 本ソフトウェア製品は、アメリカ合衆国ネバダ州法のもとで設立され、シンガポールに支店を持ち、Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）の全額出資の子会社である MRS から**本会社**に許諾されるものです。本ソフトウェア製品（本ソフトウェア製品に組み込まれたイメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、「アプレット」を含みますが、それだけに限りません）および関連する印刷物 についての権原および無体財産権は、マイクロソフト、MRS、それらの関連会社またはそれらの供給者が有するものです。本ソフトウェア製品を使ってアクセスされるコンテンツおよび関連する印刷物についての権原および無体財産権は各コンテンツ所有者の財産であり、著作権法およびその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本契約書は、そのようなコンテンツの使用権を許諾するものではありません。

3. **本ソフトウェア製品の使用** お客様は、**本会社**によってお客様に提供される説明に従ってアプリケーションサービスと共にのみ本ソフトウェア製品および関連する印刷物を使用することができます。お客様は、**本会社**によってデバイスへのインストールが明示的に許可された特定のクライアントソフトウェアおよびその他のソフトウェアを除き、本ソフトウェア製品の機能に、リモートでのみアクセスすることができます。かかるクライアントソフトウェアおよびその他のソフトウェアを除き、本ソフトウェア製品のその他のコンポーネントをデバイスにインストールすることはできません。

4. **複製** お客様は本ソフトウェア製品および関連する印刷物のコピーを作成することはできません。ただしお客様は、(a) **本会社** によって明示的に許可された特定のクライアントソフトウェアのコピー 1 部をデバイスにインストールすることができ、また(b)下記の第 14 条（「その他の権利および制限」）に明記された、特定のその他のソフトウェアをインストールすることができます。お客様は、**本会社** との契約が終了した場合、**本会社** による通知があった場合、またはデバイスを他の個人または法人に譲渡した場合のうちのいずれかが早期に到来した時点で、(i)かかるクライアントソフトウェアまたはその他のソフトウェアを消去または破棄し、および(ii)関連する印刷物の全てを**本会社**に返却するか、**本会社**の指示に従って、関連する印刷物の全てを破棄したことを**本会社**に対して証明しなければなりません。

5. **リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限** お客様は、本ソフトウェア製品をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、かかる制限にかかわらず適用のある法律により明確に許容されている限度においてはこの限りではありません。

6. **レンタル** お客様は、本ソフトウェア製品をレンタル、リース、貸与したり、第三者に直接的、間接的に譲渡することはできません。

7. **解除** お客様が本契約書の条項に違反した場合、**本会社**は、他の権利を害することなく本ソフトウェア製品および関連する印刷物を使用するお客様の権利を解除することができます。そのような場合、お客様は本ソフトウェア製品の使用を終了して、本ソフトウェア製品および関連する印刷物の複製物およびその構成部分を全て破棄しなければなりません。

8. **マイクロソフト、MRS またはそれらの関連会社による保証、責任、または救済の不存在** お客様の契約は **本会社** と締結されるもので、保証、損害に関する責任の引き受けおよびお客様の救済は、仮にかかるものが存在する場合でも、それは、マイクロソフト、MRS またはそれらの関連会社ではなく**本会社**によって提供されるものです。適用される法律において許諾される最大限まで、マイクロソフト、MRS お

よびそれらの関連会社は過失に対する責任を免れるものとします。

9. **製品サポート** 本ソフトウェア製品の製品サポートは **本会社**によって提供されるもので、マイクロソフト、MRS またはそれらの関連会社もしくは子会社によって提供されるものではありません。

10. **フォルトトレランス** 本ソフトウェア製品には、不具合に対して自動的に対応できる機能または性質を持たないテクノロジーが含まれている可能性があります。万一本ソフトウェア製品に不具合があった場合に、死亡、人身傷害、または重大な物損もしくは環境破壊を直接もたらす可能性のある環境またはアプリケーションとして設計、製造されたものではなく、そのために使用、または販売されるものではありません。

11. **輸出規制** お客様は、本ソフトウェア製品がアメリカ合衆国で製品化されたものであることを認識するものとします。お客様は、アメリカ合衆国の輸出管理規則ならびにアメリカ合衆国、日本およびその他の政府機関によるエンド ユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する制限を含めた、本ソフトウェア製品に適用されるすべての国内法および国際法を遵守することに同意されたものとします。詳細については <http://www.microsoft.com/exporting/> をご参照ください。

12. **JAVA サポートについての注意** 本ソフトウェア製品に、JAVA で書かれたプログラムのサポートが含まれていることがあります。JAVA テクノロジーは、不具合に対して自動的に対応できる機能または性質をもつものではなく、万一不具合があった場合に、死亡、人身傷害、または重大な物損もしくは環境破壊を直接もたらす可能性のある、原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システムなどの危険な環境におけるオンライン制御装置として設計、製造されたものではなく、そのために使用、または販売されるものではありません。Sun Microsystems, Inc. との契約により、本契約書にこの免責事項を含めるものとします。

13. **アメリカ合衆国政府に関する権利** 1995年12月1日以降に公布された誘引に基づいてアメリカ合衆国政府に提供されたすべてのソフトウェア製品は、本契約書の他の条項に明記されている商業権および制限に従って提供されています。1995年12月1日以降に公布された誘引に基づいてアメリカ合衆国政府に提供されたすべてのソフトウェア製品は FAR, 48 CFR 52.227-14 (1987年6月) または FAR, 48 CFR 252.227-7013 (1988年10月) に規定されている制限付きの権利に従って提供されています。

14. **その他の権利および制限**
Commerce Server、Host Integration Server および Internet Security and Acceleration Server について--再頒布可能ソフトウェア(以下「SDK ソフトウェア」といいます)の使用 本ソフトウェア製品に SDK ソフトウェアが含まれている場合、お客様は、サーバー ソフトウェアと共に動作するアプリケーション (以下「アプリケーション」といいます) を構築するために

のみ、お客様の事業所内の1台または複数のコンピュータに SDK ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のアプリケーションを設計、開発、およびテストするために本サンプルコード (“samples” ディレクトリ内で特定されています) を変更することができます。お客様は、変更した本サンプルコードをお客様の事業所内の1台または複数のコンピュータ上で複製して使用することができます。また、お客様は本サンプルコードをお客様が行った変更 (本条項で「変更」とは、サンプルコードに機能強化を加えたものを意味します)、および REDIST.TXT ファイル内に「再頒布可能コード」と記載され特定されているその他のファイル (以下総称して「再頒布可能コード」といいます) と共に複製して頒布することもできます。ただしその場合、お客様は以下の条項に従うものとします。(1)お客様は、再頒布可能コードに重要かつ主要な機能を追加するお客様のアプリケーションと共におよびその一部としてのみ、再頒布可能コードをオブジェクトコードで頒布しなければなりません。(2)お客様は、お客様のアプリケーションの販売にあたり、マイクロソフトの商号、ロゴまたは商標を使用することはできません。(3)お客様のアプリケーション上に、お客様の名前で有効な著作権表示を付さなければなりません。(4)お客様は、アプリケーションの使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、マイクロソフト、MRS およびそれらの関連会社を免責、保護、補償するものとします (弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます)。(5)その他の点では、お客様は、本契約書の条項に従わなければなりません。(6)本契約書に明示的に規定されていない権利はすべてマイクロソフト、MRS およびそれらの関連会社によって留保されます。

Small Business Server について-- 一般条項 (Microsoft SQL Server を除く) 再頒布可能コンポーネントの使用に関する注意 お客様は、REDIST.TXT ファイルに記載されているファイル (以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます) を変更、複製、または頒布することができます。ただしその場合、REDIST.TXT ファイルに記載されている「変更および頒布に関する条項」に従うものとします。

Small Business Server について-- Microsoft SQL Server 再頒布可能コンポーネントの使用に関する注意 お客様には Microsoft SQL Server Desktop Engine (以下「MSDE」といいます) および本ソフトウェア製品内の REDIST.TXT に記載されているファイル (以下総称して「再頒布可能コード」といいます) を使用、複製、および頒布する非独占的かつ無償の権利が許諾されます。ただしその場合、お客様は、以下の条項にも従うものとします。

i. **一般条件** お客様が再頒布可能コードの一部を再頒布する場合には、お客様は以下の条項に同意するものとします。

A. お客様は、本ソフトウェア製品に重要かつ主要な機能を追加するお客様によって開発されたソフトウェア アプリケーション製品 (以下「アプリケーション」といいます) と共におよびその一部としてのみ、再頒布可能コードをオブジェクトコードで頒布しなければなりません。

B. お客様は、お客様のアプリケーションの販売にあたり、マイクロソフトの商号、ロゴまたは商標を使用することはできません。

C. お客様のアプリケーション上に、お客様の名前で有効な著作権表示を付さなければなりません。

- D. お客様は、アプリケーションの使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、マイクロソフト、MRS およびそれらの関連会社を免責、保護、補償するものとします（弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます）。
- E. その他の点では、お客様は、本契約書の条項に従わなければなりません。
- お客様は、お客様のエンド ユーザーに再頒布可能コードの再頒布を許可することはできません。ただし、お客様の頒布者（distributor）が、お客様のアプリケーションと共におよびその一部としてのみ再頒布可能コードを頒布し、かつお客様と頒布者とが本 ASLR のその他の条項に従うことを条件とし、再頒布可能コードを頒布者が再頒布することを許可することができます。
- ii. MSDE に関する追加の条件 お客様が MSDE を再頒布する場合、お客様は、以下の条項にも同意するものとします。
- A. お客様のアプリケーションは、マイクロソフトの合理的な判断で、Microsoft Access の機能と実質的に同じか、または、それと競合するものであってはいけません。
- B. Microsoft Access がサポートする様々なフォーマットにデータを移すためにのみ使用される場合を除き、お客様は、汎用のワード プロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、またはこれらを構成部分として含む複合著作物もしくはセット製品と共に商業目的で頒布するために、MSDE を使用または複製することはできません。ただし、お客様のアプリケーションを作動させるために、Microsoft Access のライセンス取得が必要となる場合にはこの限りではありません。**注意：** 限定されたワードプロセッサ、表計算またはデータベース機能の他に、重要かつ主要な価値を持つコンポーネントが含まれる製品（例えば、限定された表計算機能を有する会計ソフトウェアなど）は、「汎用」の製品とはみなされません。
- Microsoft SQL Server について 再頒布可能コードの使用** お客様には Microsoft SQL Server Desktop Engine（以下「MSDE」といいます）および本ソフトウェア製品内の REDIST.TXT に記載されているファイル（以下総称して「再頒布可能コード」といいます）を使用、複製、および頒布する非独占的かつ無償の権利が許諾されます。ただしその場合、お客様は、以下の条項にも従うものとします。
- i. 一般条件 お客様が再頒布可能コードの一部を再頒布する場合には、お客様は以下の条項に同意するものとします。
- A. お客様は、本ソフトウェア製品に重要かつ主要な機能を追加するお客様によって開発されたソフトウェア アプリケーション製品（以下「アプリケーション」といいます）と共におよびその一部としてのみ、再頒布可能コードをオブジェクトコードで頒布しなければなりません。
- B. お客様は、お客様のアプリケーションの販売にあたり、マイクロソフトの商号、ロゴまたは商標を使用することはできません。
- C. お客様のアプリケーション上に、お客様の名前で有効な著作権表示を付さなければなりません。
- D. お客様は、アプリケーションの使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、マイクロソフト、MRS およびそれらの関連会社を免責、保護、補償するものとします（弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます）。
- E. その他の点では、お客様は、本契約書の条項に従わなければなりません。
- お客様は、お客様のエンド ユーザーに再頒布可能コードの再頒布を許可することはできません。ただし、お客様の頒布者（distributor）が、お客様のアプリケーションと共におよびその一部としてのみ再頒布可能コードを頒布し、かつお客様と頒布者とが本 ASLR のその他の条項に従うことを条件として、再頒布可能コードを頒布者が再頒布することを許可することができます。
- ii. MSDE に関する追加の条件 お客様が MSDE を再頒布する場合、お客様は、以下の条項にも同意するものとします。
- A. お客様のアプリケーションは、マイクロソフトの合理的な判断で、Microsoft Access の機能と実質的に同じか、または、それと競合するものであってはいけません。
- B. Microsoft Access がサポートする様々なフォーマットにデータを移すためにのみ使用される場合を除き、お客様が、汎用のワード プロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、またはこれらを構成部分として含む複合著作物もしくはセット製品と共に商業目的で頒布するために、MSDE を使用または複製することはできません。ただし、お客様のアプリケーションを作動させるために、Microsoft Access のライセンス取得が必要となる場合にはこの限りではありません。**注意：** 限定されたワードプロセッサ、表計算またはデータベース機能の他に、重要かつ主要な価値を持つコンポーネントが含まれる製品（例えば、限定された表計算機能を有する会計ソフトウェアなど）は、「汎用」の製品とはみなされません。
- Systems Management Server について インストールクライアント ソフトウェア** お客様は、クライアント ソフトウェアのインストーラ コンポーネント（以下「SMS インストーラ」といいます）を使用してインストール プログラム（以下「セットアップ プログラム」といいます）を作成する目的にのみ、SMS インストーラをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のセットアップ プログラムを設計、開発、およびテストする目的にのみ、SAMPLES.TXT ファイルで「サンプルコード」と指定されたソースコードを使用して改変することもできます。またお客様は、セットアップ プログラムの作成以外の目的で、お客様の組織内のデバイスのみ、オブジェクトコード形式の再頒布可能コンポーネント（後に定義）をインストールして、サンプルコードを改変したものと共に使用することができます。ただし、以下の条項に従わなければなりません。(a) お客様は、セットアップ プログラムと共にまたはその一部として、再頒布可能コンポーネントを複製して使用しなければなりません。(b)再頒布可能コンポーネントを使用するユーザー 1名につき、お客様のために本会社によって Microsoft Systems Management Server の有効な SAL が1つ取得されていなければなりません。(c) お客様は、お客様のセットアップ プログラムまたはセットアップ プログラムによってインストールされたソフトウェアの使用に関連して生じるクレームまたは訴訟（弁護士費用

を含む)について、マイクロソフト、MRS およびそれらの関連会社、およびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。お客様は、SMS インストーラのインストールまたは使用に関するその他の権利を取得されたものではありません。お客様は、REDIST.TXT ファイルに記載されたファイル（以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます）を、改変したサンプルコードと共に複製して頒布することができます。ただし、REDIST.TXT ファイルに記載された頒布に関する条件に従わなければなりません。頒布に関する条件には、上記の条件と同様の条件が含まれていることにご注意ください。

再頒布可能コンポーネントの使用 お客様は、REDIST.TXT ファイルに記載されたファイル（以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます）を、改変したサンプルコードと共に複製して頒布することができます。ただし、REDIST.TXT ファイルに記載された頒布に関する条件に従わなければなりません。頒布に関する条件には、上記のクライアント ソフトウェアの条項(a) - (c) 条件と同様の条件が含まれていることにご注意ください。

